



ブリーダーからのペット購入に関するトラブルに注意！

ブリーダーとは、一般的には「家畜やペット、植物などを交配、繁殖、改良する人」のことを言います。このうち、犬や猫などの動物を繁殖させ、その動物をペットとして営利目的で販売する場合には、動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動愛法」という。）に定める第一種動物取扱業として自治体への登録が必要であり、命ある動物を取り扱うプロとして、ペットショップ同様、法令を遵守するよう義務付けられています。



相談事例

- ブリーダー紹介サイトで好みの子犬を見つけ、約80万円を支払い引き取ったが、健康状態の説明や契約書の交付は一切なかった。子犬を家に連れて帰って数日後から子犬の体調が悪くなり、動物病院で診察を受けたところ先天性の心臓病が判明した。ブリーダーに連絡すると「子犬を返品していただければ全額返金する」と言われたが、治療費を支払う対応を取ってほしい。
- 生まれる前の犬をインターネットで予約販売するサイトを見つけた。サイトで紹介されていたブリーダーを訪ね総額50万円の売買契約を締結し内金を支払った。契約締結後自宅に帰り家族に話したところ、反対されたのでブリーダーに解約を申し入れたが、契約代金総額の3割である15万円を違約金として支払うよう求められた。

注意

- ブリーダーは事務所において、購入予定者に動物の状態を直接見せ、さらに、健康状態や飼い方等の必要な情報について、文書やデジタルを用いて対面で説明の上、確認の署名等をもらうことが、動愛法で求められています。
- 事業者が購入予定者に対して対面説明等を行わず、売買契約を結ぶ目的で内金を支払わせている場合は、動愛法に違反している可能性があります。



ポイント

- ブリーダーから購入する場合には直接会い、信頼できるブリーダーから購入しましょう。ブリーダー紹介サイトを利用する際は利用規約をよく確認しましょう。
- 不安なことがあったりトラブルに巻き込まれた場合には、一人で悩まず、最寄りの消費生活相談窓口に相談しましょう。



相談室

- ◆ 愛媛県内の全ての市町に「消費生活相談窓口」が設置されています。
- ◆ 愛媛県消費生活センターでも消費生活に関する相談を受け付けております。



消費者ホットライン 188

（最寄りの消費生活相談窓口につながります。）

消費者庁 消費者ホットライン188イメージキャラクター
「イヤヤン」

又は 愛媛県消費生活センター 089-925-3700(相談専用)